平成26年3月14日 告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体が主催するスポーツ大会、コンクール等(以下「事業」という。)に対し交付する伊予市長賞(以下「市長賞」という。)の交付承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付承認の要件)

- 第2条 市長賞の交付承認の対象とする事業は、次の各号のいずれかに該当 する事業とする。
 - (1) 伊予市後援名義使用許可事務取扱要綱(平成18年伊予市告示第11 6号)の規定に基づき、現に後援名義使用の承認を受けている事業
 - (2) 事業内容が、公益性が高く市の推進する業務に関連するもので、公共の福祉に寄与する事業
 - (3) その他市長が市政の発展に特に寄与すると認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる 事業については、市長賞の交付承認は行わない。
 - (1) 公序良俗に反する事業又はそのおそれのある事業
 - (2) 営利又は商業宣伝を目的とする事業
 - (3) 政治的又は宗教的活動に関する事業
 - (4) 暴力団と関係がある事業又はそのおそれのある事業
 - (5) その他市長が特に不適当と認めた事業 (申請)
- 第3条 市長賞の交付承認を受けようとする事業の主催者(以下「主催者」という。)は、交付承認を受けようとする日の2週間前までに伊予市長賞交付承認申請書(様式第1号)に事業の概要を示す資料等を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、市長賞の受賞者を決定しているときは、当該受賞者に係る作品、功績等に係る資料を添付するものとする。

(交付承認の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該事業について審査し、交付承認の可否について伊予市長賞交付承認・不承認通知書 (様式第2号)により、主催者に通知するものとする。

(賞状の交付)

- 第5条 前条の規定により市長賞の交付承認通知を受けた者は、速やかに市 長賞として贈呈する賞状(以下「賞状」という。)を市長に提出しなけれ ばならない。
- 2 市長は、前項の規定により賞状の提出があったときは、内容を確認し、 適当と認めたときは、伊予市公印規則(平成17年伊予市規則第11号) 別表第1に定める公印を押印し、主催者に交付するものとする。

(交付承認の取消し等)

- 第6条 市長は、市長賞の交付承認を受けた事業が、交付承認後、次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付承認を取り消し、伊予市長賞交付承認取消通知書(様式第3号)により、主催者に通知するものとする。
 - (1) 虚偽の申請により交付承認を受けたとき。
 - (2) 計画等の変更により交付承認の要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 第2条第2項各号に規定する事業に該当すると認められるとき。
- 2 主催者は、事業の実施に当たり、既に賞状を受領している場合において、 当該事業を実施しなかったとき、又は前項の規定により交付承認を取り消 されたときは、遅滞なく当該賞状を市長に返還しなければならない。
- 3 第1項の規定による交付承認の取消しによって主催者が被った損害については、市は賠償の責めを負わない。

(受賞の報告)

第7条 第3条の規定による申請の際、市長賞の受賞者を決定していない主 催者は、事業終了後、速やかに第3条後段に定める資料を市長に提出しな ければならない。

(事務処理)

- 第8条 市長賞交付承認等の事務は、事業を所管する課で行うものとする。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

伊予市長賞交付承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

申請団体名 代表者住所 代表者氏名 (印表者連絡先

下記事業について、市長賞の交付承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記 事業の名称 事業の目的 事業の内容 年 月 日()から 実施日又は期間 年 月 日()まで 実 施 場 所 市後援の有無 有 無 賞 状 枚 数 (内 訳) 添 付 書類

留意事項

- 1 既に市長賞の受賞者を決定している場合は、当該受賞者名、受賞作品・功績等に係る資料を添付すること。
- 2 賞状文案を添付すること。

様式第2号(第4条関係)

伊予市長賞交付承認 · 不承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

伊予市長

印

年 月 日付けで申請のありました市長賞の交付承認について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

承認	不承認
----	-----

[承認の場合]

事業の名称	
実施日又は期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
実 施 場 所	

[不承認の場合]

理由由

留意事項

- 1 市長賞交付申請の際、市長賞の受賞者を決定していない場合は、事業終了後、速やかに、当該受賞者名、受賞作品・功績等に係る資料を提出すること。
- 2 事業の実施に関し発生した事故については、一切の責任を負わない。

様式第3号(第6条関係)

伊予市長賞交付承認取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

伊予市長

印

年 月 日付け第 号により決定した市長賞の交付承認について、取り消したので、通知します。

記

事業の名称	
申請団体名	
実施日又は期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
実 施 場 所	
取 消 理 由	

留意事項

- 1 既に賞状を受領している場合は、速やかに当該賞状を返還すること。
- 2 取消しによって主催者が被った損害については、一切の責任を負わない。